

28 雲仙市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年3月30日

雲仙市監査委員 山田 義雄
雲仙市監査委員 浦川 康二

平成 2 7 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

監査のテーマ 【審議会等の運営及び活動状況について】

平成 2 8 年 3 月

雲仙市監査委員

(目 次)

1	監査の種別	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象	1
4	監査の期間	1
5	監査を実施した監査委員	1
6	監査の方法	1
7	監査の着眼点	2
8	監査の結果	2
	（1）審議会等の設置状況について	2～3
	（2）審議会等の委員構成について	3～4
	（3）審議会等の会議運営について	5
9	意見	6

(添付資料)

別表1 附属機関

別表2 附属機関に準ずる機関

別表3 指摘等一覧

監査結果報告書

1 監査の種別〔テーマ〕

定期監査〔審議会等の運営及び活動状況について〕

2 監査の目的

本市において設置されている審議会等が、設置目的の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用され、活動が行われているか。

また、その活動の成果により、住民の福祉の増進に寄与しているかという観点から、審議会等を取り巻く現状・課題を検証し、今後の改善点を示すことにより、適正で効率的な市政運営の確保に資することを目的として監査を実施した。

3 監査の対象

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関として設置された審議会等及びこれに準ずるもので、平成28年1月1日現在設置されている審議会等を対象とする。

ただし、市職員及び関係行政機関のみで構成されているものを除く。

4 監査の期間

平成28年1月13日から平成28年3月22日まで

5 監査を実施した監査委員

山 田 義 雄

浦 川 康 二

6 監査の方法

審議会等の活動状況等について、担当課から事前に調査票等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 審議会等の設置状況について
 - ア 設置根拠や目的は明確か。
 - イ 廃止・統合すべきものはないか。
- (2) 審議会等の委員構成について
 - ア 委員の選任にあたり女性委員及び公募委員の登用に努めているか。
 - イ 委員の在任期間が長期にわたっていないか。
 - ウ 重複して多数の機関の委員を選任していないか。
- (3) 審議会等の会議運営について
 - ア 会議の開催が適切に行われているか。
 - イ 会議の出欠はどういう状況になっているか。
 - ウ 委員への報酬等に基準が定められ、予算は適正に執行されているか。

8 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

- (1) 審議会等の設置状況について
 - ア 設置根拠別の設置数については、表1（詳細については、別表1及び別表2参照）のとおりである。

表1

(単位：機関)

区分	附属機関				附属機関に準ずる機関			合計
	法令必置	法令任意	条例	小計	規則	要綱	小計	
設置数	6	8	17	31	5	30	35	66

※法令必置：法律で設置が義務付けられているもの。

法令任意：法律で設置できると定められており、条例等で設置されたもの。

条例：法律に定めがないが、市の条例で独自に設置されたもの。

調査票により事前調査を行なった結果、対象審議会等の設置数66機関のうち、附属機関は31機関で、設置根拠別で見ると法令必置が6機関、法令任意が8機関、条例が17機関となっており、条例設置によるものが半数以上を占めていた。

附属機関に準ずる機関は35機関で、規則が5機関、要綱が30機関となっており、要綱設置によるものが86%を占めていた。

※附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関（市長、教育

委員会等)の要請により行政執行のために必要な調停、審査、諮問又は調査等を行うことを職務とする機関をいう。

※附属機関に準ずる機関とは、法律や条例によらず規則や要綱に基づき設置されている機関で、附属機関と同等の機能を果たしているものをいう。

イ 廃止、統合が考えられるもの

ヒアリングの結果、表2のとおり審議会等の目的達成等の理由により、廃止予定が法令任意の1機関、要綱設置の4機関で、廃止検討を要するものが法令任意の1機関、要綱設置の6機関、また要綱の改正(統合)を検討するものが2機関であった。(詳細は、別表3参照)

表2

(単位：機関)

区分	附属機関			附属機関に準ずる機関	
	法令必置	法令任意	条例	規則	要綱
廃止予定	0	1	0	0	4
廃止検討	0	1	0	0	6
改正検討	0	0	0	0	2

(2) 審議会等の委員構成について

委員構成については、関係団体代表が最も多く42%を占めている。次いで、その他、学識経験者、市職員、関係行政機関職員、市議会議員の順となっている。

委員構成については、表3のとおりである。

表3

(単位：人、%)

区分	延べ委員数	学識経験者	関係団体代表	市議会議員	関係行政機関職員	市職員	その他
附属機関	460	79	214	17	43	32	75
附属機関に準ずる機関	402	51	148	7	47	64	85
計	862	130	362	24	90	96	160
構成比	100.0	15.1	42.0	2.8	10.4	11.1	18.6

※委員数は平成28年1月1日現在選任されている委員数。

※委員構成の区分は、所管課から提出された資料に基づく。

※市職員には、特別職等を含む。

ア 女性委員の登用について

女性委員の登用については、「第2次雲仙市男女共同参画計画」において、審議会等の女性委員の割合を31.9%（平成29年度目標値）とされている。

また、基本方針では「審議会等の委員への女性の参加促進と人材の発掘や育成に努め、市政における意思決定過程に女性の声を反映させるシステムづくりを推進します。」とされている。

女性委員の登用状況は、表4のとおりである。

表4

（単位：機関、人、%）

区 分	機関数	女性委員を選任している機関数					委員数	女 性 委員数
		選任なし	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上		
附属機関	31	7	5	4	5	10	460	100
附属機関に 準ずる機関	35	14	4	3	6	8	402	78
計	66	21	9	7	11	18	862	178
構成比	100.0	31.8	13.6	10.6	16.7	27.3	-	20.6

イ 委員の在任期間が長期にわたっていないか。

ヒアリングの結果、いくつかの機関において設置以来、長期間在任されている委員が見受けられた。

ウ 重複して多数の機関の委員を選任していないか。

調査の結果、一人で最高9機関の委員を兼任されており、また14人の委員においては、4機関から6機関の兼任が見受けられた。

(3) 審議会等の会議運営について

ア 会議の開催状況については、表5のとおりである。

表5

(単位：機関、%)

区分	年度	機関数	0回	1回	2回	3回	4回以上
附属機関	25	31	9	3	13	4	2
	構成比	100.0	29.0	9.7	41.9	12.9	6.5
	26	31	7	9	10	3	2
	構成比	100.0	22.6	29.0	32.3	9.7	6.5
	27	31	6	8	12	1	4
	構成比	100.0	19.4	25.8	38.7	3.2	12.9
附属機関に 準ずる機関	25	35	18	6	5	1	5
	構成比	100.0	51.4	17.1	14.3	2.9	14.3
	26	35	17	5	8	1	4
	構成比	100.0	48.6	14.3	22.9	2.9	11.4
	27	35	17	3	6	3	6
	構成比	100.0	48.6	8.6	17.1	8.6	17.1

※平成27年度は、年度末までに開催が決定しているものを含める。

附属機関は、平成25年度から平成27年度のいずれも年2回の開催が最多であった。これに対し附属機関に準ずる機関は、いずれも未開催が最多であった。

未開催の理由は、「審議会等の目的を達成したため」が最も多く、次いで「審議の案件なし」となっている。

イ 会議の出欠状況について

ヒアリングの結果、おおむね出席状況は良好であった。

ウ 委員への報酬等について

附属機関の委員に対する報酬等については、地方自治法第203条の2の規定により、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとされている。

本市では、「雲仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び同規則」に基づき支給されており、附属機関については、すべての機関において、条例等を根拠とし委員に対する報酬等を支給していた。

一方、附属機関に準ずる機関においては、地方自治法の規定は適用されないが、役務の提供に対する対価として、報償費及び旅費を支給できると解されている。

9 意見（むすび）

審議会等の運営及び活動状況について監査を実施した結果、おおむね適正に運営されているが、会議の運営等や委員の選任等について、各主管課の対応に統一性がなく、不備を是正するためのチェック機能が働いてないように思われる。

この大きな要因には、審議会等の設置、運営、改廃、議事運営等に関する方針や基準（指針）等がなく、各主管課にそれら全てを委ねてしまっているところにある。

例えば、他の審議会等の委員との兼任状況については、全庁的に委員登録等の仕組みはあるものの、ほとんどの機関において1人の委員が数多くの委員を兼任していることを把握できなかったことによるものである。

また、委員の選任において、女性委員の登用が進んでいない機関や、長期選任等が解消されていない機関があるが、女性委員の登用については、法令等により構成委員が限定されているものや、団体等からの推薦により、登用が困難な審議会等もあるものと考慮できるが、「第2次雲仙市男女共同参画計画」に基づき、男女がともに活躍できる社会となるよう、積極的に女性の参加促進に努められたい。

一方、長期選任や兼任については、委員の負担軽減や、より多くの市民の意見を取り入れるため、可能な限り解消に努めることが必要であり、特に相当の年数が経過している現行の委員構成については、検証見直しを実施すべきである。

国の審議会等の運営に関する指針では、兼任について、「委員がその職務を十分に果し得るよう、一の者が就任することができる審議会等の委員の総数は原則として最高3とし、特段の事情がある場合でも4を上限とする」また、任期について、「原則として2年以内とする。再任は妨げないが、一の審議会等の委員に10年を超える期間継続して任命しない」と定めてあり、主管課のみの審議会等の設置、運営だけにとどまらず、国や各市の状況等を参考に、雲仙市として統一的な基準（指針）等を策定すべきと考える。

審議会等は、行政の多様化及び市民要望の多岐化に柔軟かつ的確に対応し、市民とともに協働のまちづくりを進めていくうえで、大変重要な役割を担っており、積極的な市民参加が期待される今後においては、市民の意思をいかに反映できるかが審議会等の運営における課題である。

以上述べたことを踏まえ、今後とも行財政改革の視点を持ちながら、審議会等の機能が十分に発揮されるように適切な運営を期待する。

別表1 附属機関

(平成28年1月1日現在)

No.	所属部課名		審議会等名称	設置根拠
1	政策企画課		雲仙市総合計画等審議会	条 例
2			雲仙市子どものいじめの防止専門委員会	条 例
3			地域審議会	法 令 任 意
4			雲仙市個人情報保護審査会	条 例
5			雲仙市情報公開審査会	条 例
6	総務部	人事課	雲仙市法令遵守等委員会	条 例
7			雲仙市特別職報酬等審議会	条 例
8		行革推進室	雲仙市行政改革推進委員会	条 例
9	市民生活部	市民窓口課	雲仙市地域公共交通協議会	法 令 任 意
10			雲仙市国民健康保険運営協議会	法 令 必 置
11		市民安全課	雲仙市国民保護協議会	法 令 必 置
12			雲仙市防災会議	法 令 必 置
13			雲仙市交通安全対策協議会	条 例
14		税務課	雲仙市固定資産評価審査委員会	法 令 必 置
15		健康づくり課	雲仙市保健対策推進協議会	条 例
16		環境政策課	雲仙市環境保全審議会	条 例
17	市民福祉部	福祉課	雲仙市民生委員推薦会	法 令 必 置
18			雲仙市障害支援区分認定審査会	法 令 必 置
19		子ども支援課	雲仙市子ども・子育て会議	法 令 任 意
20			雲仙市要保護児童対策地域協議会	法 令 任 意
21	産業振興部	農林水産課	雲仙市農業振興地域整備促進協議会	条 例
22	建設整備部	監理課	雲仙市都市計画審議会	法 令 任 意
23		水道課	雲仙市水道料金審議会	条 例
24	教育委員会	総務課	雲仙市奨学資金貸付審議会	条 例
25		学校教育課	雲仙市学校給食運営審議会	条 例
26		生涯学習課	雲仙市社会教育委員	法 令 任 意
27			雲仙市公民館運営審議会	法 令 任 意
28			雲仙市文化会館運営審議委員会	条 例
29			雲仙市図書館協議会	法 令 任 意
30			雲仙市文化財保護審議会	条 例
31			雲仙市伝統的建造物群保存地区保存審議会	条 例

別表2 附属機関に準ずる機関

(平成28年1月1日現在)

No.	所属部課名	審議会等名称	設置根拠	
1	政策企画課	雲仙市男女共同参画懇話会	要 綱	
2		雲仙市庁舎建設市民懇話会	要 綱	
3		愛野コミュニティセンター（仮称）建設検討委員会	要 綱	
4		雲仙市定住推進協議会	要 綱	
5	総務部	行革推進室	規 則	
6		管財課	要 綱	
7	市民生活部	市民窓口課	雲仙市地域公共交通会議	要 綱
8		健康づくり課	雲仙市歯科保健推進協議会	要 綱
9			雲仙市在宅医療推進協議会	要 綱
10			雲仙市新型インフルエンザ等感染症対策会議	要 綱
11		環境政策課	雲仙市地球温暖化防止対策・ESD協議会	要 綱
12			雲仙市小浜クリーンセンター環境審査委員会	要 綱
13			雲仙市営共同浴場あり方検討委員会	要 綱
14	市民福祉部	雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会	要 綱	
15		雲仙市高齢者等戸別収集支援事業認定審査会	要 綱	
16		雲仙市老人ホーム入所判定委員会	要 綱	
17		雲仙市自立支援協議会	要 綱	
18		雲仙市高齢者生活支援ハウス整備等法人選定委員会	要 綱	
19	子ども支援課	雲仙市予防接種健康被害調査委員会	規 則	
20	産業振興部	農林水産課	雲仙市農業振興地域整備促進協議会小委員会	規 則
21		農漁村整備課	雲仙市農村環境計画策定委員会	要 綱
22		観光物産課	うんぜん逸品認定委員会	要 綱
23			雲仙ブランド認定委員会	要 綱
24	商工労政課	雲仙市産業サポート事業審査委員会	要 綱	
25	建設整備部	監理課	市道小浜仁田峠循環線利用適正化協議会	要 綱
26			雲仙市都市計画マスタープラン策定委員会	要 綱
27			雲仙市緑の基本計画策定委員会	要 綱
28			雲仙市景観計画等策定委員会	要 綱
29	水道課	雲仙市水道事業評価委員会	要 綱	
30	会計課	雲仙市指定金融機関選定委員会	要 綱	
31	教育委員会	総務課	雲仙市教育振興基本計画策定委員会	要 綱
32		学校教育課	雲仙市就学指導委員会	規 則
33			雲仙市児童生徒問題行動等対策協議会	要 綱
34		生涯学習課	雲仙市文化的景観保存計画策定委員会	要 綱
35		スポーツ振興課	雲仙市スポーツ推進委員会	規 則

別表 3

No.	所属部課名	審議会等名称	指摘等	設置根拠		
1	政策企画課	雲仙市総合計画等審議会	長期在任あり、委員構成のバランス必要	条例		
2		雲仙市男女共同参画懇話会	長期在任あり、20～30歳代の委員がいない	要綱		
3		雲仙市子どものいじめの防止専門委員会		条例		
4		地域審議会	廃止予定	法令任意		
5		雲仙市個人情報保護審査会		条例		
6		雲仙市情報公開審査会		条例		
7		雲仙市庁舎建設市民懇話会	廃止予定	要綱		
8		愛野コミュニティセンター（仮称）建設検討委員会	廃止予定	要綱		
9		雲仙市定住推進協議会	廃止予定	要綱		
10	総務部	人事課	雲仙市法令遵守等委員会	条例		
11			雲仙市特別職報酬等審議会	条例		
12		行革推進室	雲仙市行政改革推進委員会	女性委員が少ない、平均年齢が高い	条例	
13			雲仙市公の施設指定管理者選定委員会		規則	
14		管財課	雲仙市入札監視委員会		要綱	
15	市民生活部	市民窓口課	雲仙市地域公共交通会議	継続	要綱	
16			雲仙市地域公共交通協議会	廃止検討	法令任意	
17			雲仙市国民健康保険運営協議会		法令必置	
18			雲仙市国民保護協議会		法令必置	
19		市民安全課	雲仙市防災会議		法令必置	
20			雲仙市交通安全対策協議会	今年度開催予定であるが、過去開催実績なし	条例	
21		税務課	雲仙市固定資産評価審査委員会		法令必置	
22		健康づくり課	雲仙市保健対策推進協議会	委員の出身地域をバランスよくできないか	条例	
23				雲仙市歯科保健推進協議会		要綱
24				雲仙市在宅医療推進協議会		要綱
25				雲仙市新型インフルエンザ等感染症対策会議		要綱
26	環境政策課	雲仙市環境保全審議会	経過確認等のためにも年1回は開催すべきではないか	条例		
27			雲仙市地球温暖化防止対策・ESD協議会	委員の任期が切れたままとなっている	要綱	
28			雲仙市小浜クリーンセンター環境審査委員会		要綱	
29			雲仙市営共同浴場あり方検討委員会	廃止予定	要綱	
30	市民福祉部	福祉課	雲仙市民生委員推薦会		法令必置	
31			雲仙市地域福祉計画策定及び推進委員会	女性委員が少ない	要綱	
32			雲仙市高齢者等戸別収集支援事業認定審査会	廃止検討（行政で対応すべき）	要綱	
33			雲仙市老人ホーム入所判定委員会	委員の任期を明記すべき	要綱	
34			雲仙市自立支援協議会		要綱	
35			雲仙市障害支援区分認定審査会	委員5名中4名が合併当初からの在任となっている。長期在任は避けるべきである	法令必置	
36			雲仙市高齢者生活支援ハウス整備等法人選定委員会		要綱	
37			雲仙市予防接種健康被害調査委員会		規則	
38		子ども支援課	雲仙市子ども・子育て会議	公募委員が入っていない（条例で一部公募となっている）	法令任意	
39		雲仙市要保護児童対策地域協議会	実務者会議への機関等からの推薦人数の明記が必要ではないか	法令任意		
40	産業振興部	農林水産課	雲仙市農業振興地域整備促進協議会		条例	
41			雲仙市農業振興地域整備促進協議会小委員会		規則	
42		農漁村整備課	雲仙市農村環境計画策定委員会	廃止検討	要綱	
43		観光物産課	うんぜん逸品認定委員会	改正検討、雲仙ブランドで統一したほうがわかりやすいのではないか	要綱	
44				雲仙ブランド認定委員会		要綱
45	商工労政課	雲仙市産業サポート事業審査委員会	設置目的に合致した委員の選任	要綱		
46	建設整備部	監理課	雲仙市都市計画審議会		法令任意	
47			市道小浜仁田峠循環線利用適正化協議会		要綱	
48			雲仙市都市計画マスタープラン策定委員会	廃止検討	要綱	
49			雲仙市緑の基本計画策定委員会	廃止検討	要綱	
50			雲仙市景観計画等策定委員会	廃止検討	要綱	
51		水道課	雲仙市水道料金審議会		条例	
52		雲仙市水道事業評価委員会		要綱		
53	会計課	雲仙市指定金融機関選定委員会		要綱		
54	教育委員会	総務課	雲仙市奨学資金貸付審議会	委員が高齢となっており入替が必要ではないか	条例	
55			雲仙市教育振興基本計画策定委員会		要綱	
56		学校教育課	雲仙市就学指導委員会		規則	
57			雲仙市児童生徒問題行動等対策協議会		要綱	
58			雲仙市学校給食運営審議会		条例	
59		生涯学習課	雲仙市社会教育委員		法令任意	
60			雲仙市公民館運営審議会	長期在任あり。委員が高齢となっており入替が必要ではないか	法令任意	
61			雲仙市文化会館運営審議委員会	委員が高齢となっており入替が必要ではないか	条例	
62			雲仙市図書館協議会	20～30歳代の委員も入れるべきではないか	法令任意	
63			雲仙市文化財保護審議会	長期在任あり	条例	
64			雲仙市伝統的建造物群保存地区保存審議会		条例	
65			雲仙市文化的景観保存計画策定委員会	廃止検討	要綱	
66		スポーツ振興課	雲仙市スポーツ推進委員会		規則	